

会報 No.374 平成29年4月1日(土) 発行

めぐろ青色

**経理事務代行は
お任せください**

専属担当者が記帳処理します
月額 **2,000** 円(税別)～
※料金は事務量により異なります
☎ 03(3713)1141 担当 和田



発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL：03(3713)1141(代) FAX：03(3713)1185 HP：www.meguro-airo-forum.com

平成28年分決算サポート等報告

平成28年分「決算・個人サポート」は、1月30日(月)から3月15日(水)までの期間に実施しました。

◎緊急事態へのご協力に感謝!!

今年度もサポート員の人材確保のためにH28.9からハローワーク、専門学校等への募集や以前、本財団で経験のある税理士等へ協力依頼の案内を発送し対応しましたが、最終的に前年比約5名のパートが不足してのサポートでした。

受講された方は、「人手不足」のチラシや会館内に掲示されたポスターでご存知と思いますが、5名不足ということは、約1,155名のサポート対応が不可能になる状況でした(指導員5名×会員7名/1日×33日)。

そのために、予約枠を拡大するなどしました。お待たせしたり、サポート対応が行き届かなかったり、ご不便、ご迷惑をお掛け致した点もありますが、お陰様で皆様のご理解、ご協力により乗り切ることができました。有難うございました。

一度提出した確定申告書に内容の誤りに気づいた場合は…

以下いずれの場合もお電話の上、本財団事務局にお越しく下さい!

- ◎決算・申告額を多く申告した場合は、「更正の請求」をします。[5年以内]
- ◎決算・申告額を少なく申告した場合は、「修正申告」をします。[延滞税等がかかる場合があります]

平成28年分 決算サポート等報告

H29. 3. 15 現在 (単位: 名)

No.	内訳	H28	H27	H26
1	予約総数	3,890	3,978	3,938
2	受講者総数	3,903	3,974	4,031
3	会経由提出者	3,791 (内自計288)	3,872 (内自計286)	3,872 (内自計307)
4	電子申告 (代理送信)	1,286	1,171	1,162
5	入会者数	135 コーナー65 事務局70	137 コーナー62 事務局75	141 コーナー63 事務局78
6	青色申請者数	171 コーナー138 事務局33	164 コーナー127 事務局37	160 コーナー128 事務局32
7	3/15付提出者数	64	89	129
8	東京青色傷害保険	120口	131口	249口
9	青色共済	56口	81口	124口
10	小規模企業共済	新規 8 増額 50 合計 58	新規 46 増額 174 合計 220	新規 37 増額 134 合計 171
11	郵送サービス	7	19	13
12	訪問サービス	7	8	6
13	経理事務代行	157	152	141

4

2017/APRIL

主な内容

- P 1 平成28年分決算サポート等報告
- P 2 セルフメディケーション税制
固定資産税等軽減措置の継続要望が実現!!
オリジナルカレンダー 訂正とお詫び



医療費控除特例制度 「セルフメディケーション税制」 — スイッチOTC医薬品控除 —

平成29年1月から「特定一般用医薬品」(スイッチOTC医薬品)を購入した場合の医療費控除の特例制度が始まりました。

この制度は「セルフメディケーション税制」といわれ、定期健康診断や予防接種等を受けている個人が、その年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者等に係るスイッチOTC医薬品を購入した場合には、その支払った額の1万2千円を超える金額(8万8千円が限度)を医療費控除の対象とすることができます。

この新制度は、現行の医療費控除と併用することはできませんが、いずれか有利な制度を選択することができます。

平成29年中に支払った医療費の確定申告は、その翌年になりますので、医療費

や医薬品代の領収証等を大切に保管しておくことをお勧めします。

※「スイッチOTC医薬品」とは、医師の処方箋がなくても、薬局や薬店で購入できる一般用医薬品のことです。

※対象医薬品のパッケージには、スイッチOTC医薬品の識別マーク(例/★)が表示されます。

※医療費控除の確定申告を行う際には、対象医薬品である旨の表示のある「領収証等」と「健康の保持増進等の証明書」の提出や提示が必要となります。

※これらの医療費控除は、納税額等によっては控除を受けられない場合があります。

(東青連ニュースvol.137より掲載)

固定資産税等軽減措置 の継続要望が実現!!

昨年9月に会員の皆様にハガキのご提出を頂き、また、本財団からも会員で都議会議員である鈴木隆道氏、栗山よしじ氏、斉藤やすひろ氏に都議会議長宛ての「固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続に関する請願」を手渡した税制改正要望運動が、平成29年度も実現することとなりました。ご協力ありがとうございました。

この軽減措置の実現により、約630億の税負担が軽減されます。

- ① 小規模住宅用地の都市計画税の税額を2分の1とする軽減措置
- ② 小規模非住宅用地の固定資産税と都市計画税を2割減額する減免措置
- ③ 商業地等の固定資産税と都市計画税の負担水準を65%に引き下げる

軽減措置
※23区内に所在する土地が対象になります。
青色申告会では、今後も

オリジナルカレンダー 訂正とお詫び

本財団で1月に配布した平成29年から30年(15か月)オリジナルカレンダーの「納税ごよみ4月、5月」で誤りがありました。

ここにお詫びをするとともに訂正を申し上げます。

税制改正要望運動を展開してまいりますので、ご支援ご協力お願いいたします。

正 4月20日
平成28年分の申告所得税
第3期分口座振替日

誤 4月20日
平成27年分の申告所得税

正 5月31日
平成28年分の所得税
第3期延納分の納税期限

誤 5月31日
平成27年分の所得税

納税ごよみ

31日 平成27年分の所得税
第3期延納分の納税期限

納税ごよみ

20日 平成27年分の申告所得税
第3期分 口座振替日

2017	5 May	30	1	2	3	4	5	6
		7	8	9	10	11	12	13
		14	15	16	17	18	19	20
		21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30	31	国共済・保険		

2017	4 April	28	29	30	31	1
		2	3	4	5	6
		9	10	11	12	13
		16	17	18	19	20
		23	24	25	26	27
		30	31	28	29	